



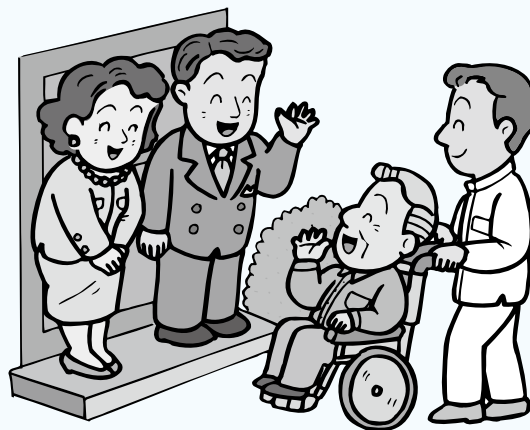
5  
保健衛生課

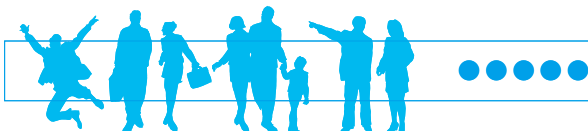
柱1 健康人

- 介護環境の充実
  - ①介護保険事業計画の推進
  - ②介護保険事業の推進
  - ③地域支援事業の推進
  - ④任意事業の推進
  - ⑤関連事業の推進
- 後期高齢者医療制度
  - ①後期高齢者医療制度の運営
- 地域医療・健診体制
  - ①医療機関との連携
  - ②診療所体制の充実
  - ③保健センター機能の充実
- 保健事業の充実
  - ①成人保健事業の推進
  - ②母子保健事業の推進
  - ③予防医療の充実
  - ④精神保健の充実
- 国民健康保険
  - ①国民健康保険制度の安定的運営
  - ②国民健康保険制度の定着
  - ③保険給付
  - ④保険事業

柱3 環境人

- 環境保全
  - ①環境基本計画の策定
  - ②水質汚濁の防止
  - ③清流再生事業の推進
  - ④公害防止対策の推進
  - ⑤ゴミ減量化の推進
  - ⑥ゴミ等不法投棄対策の推進
  - ⑦環境美化運動の推進
  - ⑧環境にやさしい村づくり
- 住環境の整備
  - ①生活排水処理基本計画の推進
  - ②合併処理浄化槽の整備
  - ③浄化槽の維持管理





## 健康人

### 施策名

### 介護環境の充実

#### ■基本方針

高齢者が住み慣れた地域ではつらつと生活し、介護や支援が必要な時には、いつでも適正なサービスが受けられ、また、村民、民間事業者、行政が一体となって、福祉・保健・医療の連携により、安心して暮らせる村をめざす。

#### ■個別事業の内容

##### ①介護保険事業計画の推進

介護保険の基本理念である「自立支援」に向けて、介護予防の強化と高齢者が住み慣れた地域で暮らせるケアマネジメント体制を確立する。

##### ②介護保険事業の推進

介護給付の適正化を推進し、介護サービス提供の確保をはかる。

##### ③地域支援事業の推進

総合的な介護システムを確立するために、要支援・要介護状態になる前からの介護予防サービスの提供を推進する。

##### ④任意事業の推進

地域の実情に応じた村独自の発想や創意工夫に基づく多様な事業を推進する。

##### ⑤関連事業の推進

高齢者等の健康づくり意識を高めるため、各種健診や保健指導などを推進する。

### 事業に関する現状と課題

今後、ますます高齢者人口が増加し、介護サービス等の需要の増大が予想されることに伴い、介護保険料や各種費用の負担増が見込まれる。

介護保険料や費用の負担増の抑制をはかるためには、介護予防の観点から地域で高齢者が主体となり、いつまでも活躍できる機会や場を創出する仕組みづくりやボランティアの育成が必要になる。

#### 【介護保険の現状（平成22年5月現在）】

・第1号被保険者数 1,093人

・要介護（要支援）認定者数 (人)

	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者	16	18	34	26	31	35	47	37	176	210
第2号被保険者	0	2	2	0	2	0	1	0	3	5
総数	16	20	36	26	33	35	48	37	179	215



・ 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 (人)

	予防給付			介護給付						合 計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	10	16	26	17	25	18	22	2	84	110
第2号被保険者	0	0	0	0	2	0	1	0	3	3
総 数	10	16	26	17	27	18	23	2	87	113

・ 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 (人)

	予防給付			介護給付						合 計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2

・ 施設介護サービス受給者数 (人)

	予防給付			介護給付						合 計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
介護老人福祉施設	0	0	0	1	2	6	11	22	42	42
第1号被保険者	0	0	0	1	2	6	11	22	42	42
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	1	2	8	10	4	25	25
第1号被保険者	0	0	0	1	2	8	10	4	25	25
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
総 数	0	0	0	2	4	14	21	27	68	68

・ 介護給付費等の支払状況（平成 21 年度） (円)

介護サービス等諸費	331,424,581
内訳	
居宅介護	100,727,136
地域密着型介護	4,886,460
施設介護	213,683,531
居宅介護計画	11,387,300
福祉用具購入	329,035
住宅改修費	411,119
支援サービス等諸費	12,025,675
内訳	
介護予防サービス	10,631,968
福祉用具購入	153,467
住宅改修費	28,800
介護予防計画	1,211,440
高額サービス費	7,564,881
特定入所者介護サービス費	18,617,010
審査支払手数料	391,438
合 計	370,023,585



## 健康人

### 施策名

### 後期高齢者医療制度

#### ■基本方針

平成 20 年 4 月 1 日から始まったこの制度は、見直しが進行中であり、この制度自体の改変状況を見極めながら、新制度への適切な対応も視野に入れて運営する。

#### ■個別事業の内容

##### ①後期高齢者医療制度の運営

制度改革等の動向を見極め、新制度の周知、理解、保険料の徴収強化、健康診査の受診率の向上等をはかる。

### 事業に関する現状と課題

現在の後期高齢者医療制度が始まって 3 年目になるが、未だ制度が定着していない面もある。そうした状況の中で、現行制度自体の見直しが進行しており、平成 25 年度頃にはこの制度自体の廃止も含めて新しい制度になることも予想される。

したがって、後期高齢者については、新たな制度のもとで対応する事態を想定しておかなければならないという、きわめて不確実な状況にある。

【後期高齢者数の推移】

年（各年 4 月 1 日現在）	後期高齢者数
H20 年	616 人
H21 年	634 人
H22 年	617 人





## 健 康 人

### 施策名

### 地域医療・健診体制

#### ■基本方針

医療関係機関との連携を深め、医療の確保と救急体制の充実をはかる。また、保健センター機能を充実させ、健康づくり等事業を推進する。

#### ■個別事業の内容

##### ①医療機関との連携

医師会や保健所との連携を深め、医療情報の提供を受け、村民の健康づくりに役立てる。

また、医療機関との連携による的確な医療の確保と救急医療体制の充実に努める。

##### ②診療所体制の充実

安戸・槻川診療所への医師の招請、診療所の診察日の拡充などによって、医療不安の解消をはかる。

##### ③保健センター機能の充実

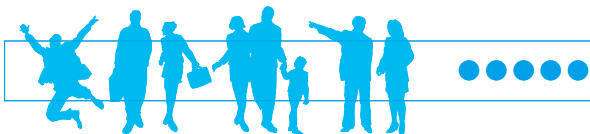
健康相談、健康指導及び健康診査、その他地域保健に関する事業を推進して、保健センターの機能充実をはかる。

#### 事業に関する現状と課題

①引き続き医師会や保健所等との連携を深め、医療情報の提供を受け村民の健康づくりに役立てる必要がある。

また、医療機関との連携による適切な医療の確保と救急医療体制の充実が求められている。

②村内の診療所が週1日だけの診療となった現状では、今後村民への医療サービスをどのように確保できるか、関係機関とともに検討する必要がある。



## 健康人

### 施策名

### 保健事業の充実

#### ■基本方針

特定健診やがん検診等の体制の確立をめざして、関係機関との連携を強化しながら、村民の健康づくりのための機会や場の提供に努め、健康保持の増進をはかる。

#### ■個別事業の内容

##### ①成人保健事業の推進

村民が自ら健康的な生活習慣を確立できるように、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の保健事業の内容充実に努める。

食事・運動指導等を通して疾病予防に努めるとともに、生活習慣病予防に関する知識の普及・啓発をはかり、健康づくりに取組やすい環境を整備する。

##### ②母子保健事業の推進

少子化や核家族化の中で、ともすると孤立しがちな母親たちに対して、仲間づくりの機会や場の提供等、母子ともに豊かな人間関係をはぐくむことのできる環境づくりを推進する。

##### ③予防医療の充実

疾病の早期発見、早期治療のため、村民に対する総合的な健康診査のしくみを充実させる。

また、受診率を高めるため、健康づくりを目的とする自主グループ支援を継続し、地区組織における生活習慣病予防に対する意識を高めていくとともに、予防医療の一環として予防接種の啓発指導を強化する。

##### ④精神保健の充実

精神的健康の保持、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加を支援する事業を推進する。

### 事業に関する現状と課題

①、③については一昨年から制度が変わり、加入している医療保険により健診を受けられる場所や健診項目が限定された。その影響で村での健診受診率は低下したが、住民健診をこれまで通りに受けられなくなった人たちに対しての、健康管理の対策が見いだせていない。今後村民に対してどのような取組ができ、健康問題に対処していくかが保健事業の検討課題である。

②については、ともすると孤立しがちな母親たちに対して「子育て支援センター」が設置され、仲間づくりの機会や場の提供等事業が充実されつつあるので、さらにその事業等をPRし充実をはかる。

④については、社会復帰する場所が近隣に少ないので、近隣市町と協力して社会復帰の場所等の充実をはかる。



【特定健診、健康診査受診者数】

(人)

年 度	国民健康保険特定健診	受診率	後期高齢者健康診査	受診率
H20 年度	318 人	43.3%	75 人	12.0%
H21 年度	335 人	44.4%	101 人	16.4%

\* H 20 年度から地域住民ごとでなく、各医療保険ごとに健診を実施することとなった。



特定健診

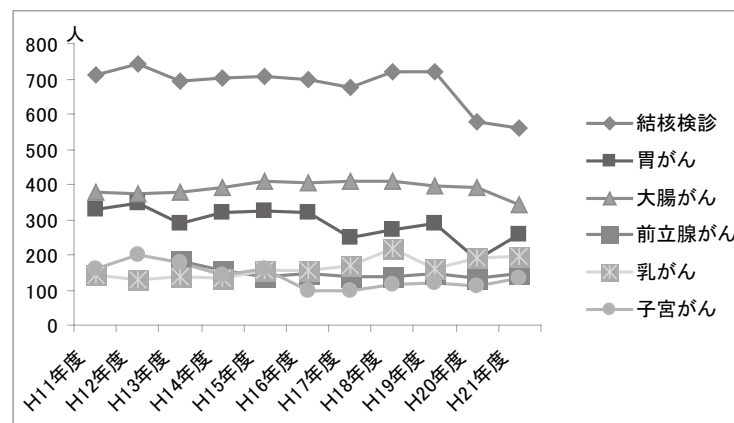


乳幼児健診

【東秩父村がん検診受診者数の推移】

(人)

年 度	結核検診	胃がん	大腸がん	前立腺がん	乳がん	子宮がん
H11 年度	712	327	380		144	161
H12 年度	744	346	372		130	200
H13 年度	695	290	380	183	136	178
H14 年度	704	318	389	157	133	142
H15 年度	708	326	411	140	154	158
H16 年度	697	320	403	148	156	97
H17 年度	674	247	408	140	168	98
H18 年度	722	271	410	139	220	114
H19 年度	719	288	396	145	161	122
H20 年度	580	187	391	134	191	112
H21 年度	558	258	344	145	197	133





## 健康人

### 施策名

国民健康保険

#### ■基本方針

国民健康保険制度の安定的運営と医療費適正化のため、予防医療、国保税などの財源確保をはかる。

#### ■個別事業の内容

##### ①国民健康保険制度の安定的運営

医療費適正化、財源確保、予防医療を推進する。

##### ②国民健康保険制度の定着

村広報紙、国保だより等の定期発行により、国保制度の周知徹底をはかる。

##### ③保険給付

法定給付とともに、任意給付の充実をはかる。

##### ④保健事業

被保険者の健康保持のための事業を推進する。

### 事業に関する現状と課題

医療費増加に伴う慢性的な財源不足（一般会計からの繰入）が懸念されている。その原因として、

1. 高齢化・慢性疾患による給付費の増加
2. 経済・社会情勢の変化を受け、保険税の負担能力の低い被保険者の増加により国保税収納率の低下
3. 特定健診・保健指導受診率の低迷等がある。  
生活習慣病予防対策の充実強化が必要である。
1. 特定健診・保健指導受診率の向上
2. 被保険者の行動変容を促し、個別健康教室等による慢性疾患発生の抑制

【国民健康保険の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）】

被保険者数	世帯数
1,103 人	577 世帯





## 環 境 人

### 施策名

### 環境保全

#### ■基本方針

環境問題は人類の存亡に関わる重要な問題であり、地球規模での取組が必要とされる。とくに低炭素型社会の実現に向けた行動が大切であり、省エネ化、3R（リデュース・リユース・リサイクル）施策の推進に努めるとともに、自然環境保全の施策もあわせて推進する。

#### ■個別事業の内容

##### ①環境基本計画の策定

地球温暖化対策、廃棄物処理対策などは、生活の利便性を優先し環境に対する配慮について認識の薄かったことに対応するものといえる。これらの問題を解決するため、環境に配慮した循環型社会の構築が必要であり、「地球環境に負荷を与えない村づくり」の指針となる「東秩父村環境基本計画」を策定する。

##### ②水質汚濁の防止

河川の汚濁を防止し、水質を守り、動植物が生き生きと生存できる河川環境を保全するために、生活排水処理対策を推進する。また、河川の水質を監視する水質調査を引き続き継続する。

##### ③清流再生事業の推進

魚影の美しい槻川をめざし、「槻川をきれいにする会」等が行う放流事業を支援する。また、槻川に愛着を持ってもらうためのイベントや情報提供を行い、住民意識の高揚をはかる。



ウグイの放流

##### ④公害防止対策の推進

地球規模の環境破壊から環境を守るため、発生源等に対する各種規制、公害の防止を目的とする地域計画等、関係機関に協力するとともに、環境保全に対する村民の意識啓発をはかる。

##### ⑤ゴミ減量化の推進

村民・事業者・行政が一体となって、再使用、再利用を基本とした環境にやさしい快適な地域社会の実現をめざすため、ごみ発生抑制や再資源化等の取組を促進するとともに、ごみの分別による減量化について、衛生組合とその構成自治体で協議し事業を推進する。



### ⑥ゴミ等不法投棄対策の推進

法による規制の強化、地域住民への協力要請、現行不法投棄監視員による監視活動を継続し、不法投棄の未然防止と不法投棄されている廃棄物の対策をはかる。

### ⑦環境美化運動の推進

地域を主体とした環境美化活動を推進し、環境保全に対する住民意識の高揚をはかるとともに、清掃ボランティア活動を活性化する。

### ⑧環境にやさしい村づくり

環境への負荷の少ない新エネルギー、太陽光発電等の普及促進のための補助制度を推進する。

## 事業に関する現状と課題

不法投棄未然防止策は、監視員による巡回と発見した不法投棄物の早期回収により、山林や川がゴミ捨て場とならないように努めているが、不法投棄件数は依然として減少しない。



梶川をきれいにする会の河川清掃



環境美化活動



## 環 境 人

### 施策名

### 住環境の整備

#### ■基本方針

水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策を計画的に推進し、生活環境及び水質保全の改善をはかる。

#### ■個別事業の内容

##### ①生活排水処理基本計画の推進

水質保全、生活環境を守るため、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策を計画的に推進する。

##### ②合併処理浄化槽の整備

市町村が主体となって特定地域生活排水事業による合併処理浄化槽の整備を計画的に推進する

##### ③浄化槽の維持管理

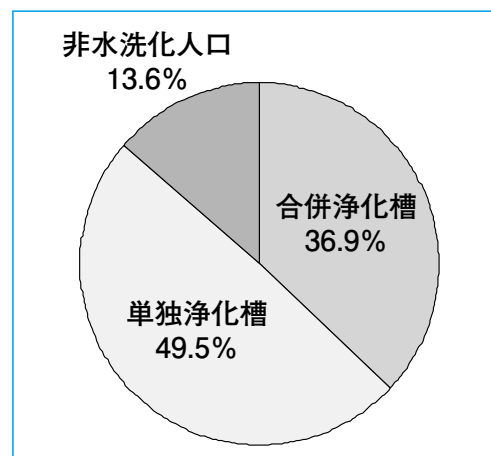
浄化槽法に基づく生活排水の適正な管理をするため、市町村設置型以外の浄化槽を設置している村民に対する指導・啓発活動を行う。

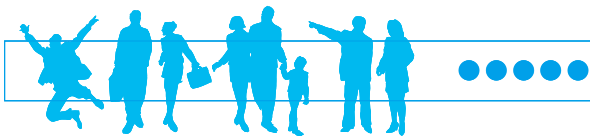
### 事業に関する現状と課題

①村内の半数を占める単独浄化槽世帯は、当事者が日常生活を不便に感じないため、合併処理浄化槽への転換に対する理解を得にくいのが現状である。

②非水洗化世帯は高齢者世帯が多く、将来に対する投資に積極的になれない状況にある。

【生活排水処理別の人口に対する割合（平成20年度）】





前期基本計画柱別事業一覧

1 総務課

2 税務・会計課

3 住民福祉課

4 社会福祉協議会

5 保健衛生課

6 産業建設課

7 教育委員会